

○沖縄県企業局一般競争入札参加資格委員会設置要領

[沿革] 平成7年1月13日制定、平成20年2月19日、平成20年3月27日、平成22年4月1日改正、平成28年3月17日改正、平成29年3月17日改正、令和2年6月19日改正

(目的)

第1条 沖縄県企業局において実施する一般競争入札参加者の資格の有無の確認等を行うため、沖縄県企業局一般競争入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札参加者の資格要件
- (2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無
- (3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数
- (4) 総合評価方式における技術資料の評価項目及び評価基準の確認
- (5) 総合評価方式における技術資料の評価確認
- (6) 総合評価方式における落札者の確認
- (7) 入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への説明理由の確認

(組織)

第3条 本庁における委員会の組織は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- (2) 委員長は、企業局長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理する。
- (5) 委員長に事故があるとき又は委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、委員長が指名する統括監がその職務を代理する。

2 出先機関における一般競争入札に係る委員会は、所長及び所長が別に定める者をもって組織するものとする。

前項第3号を除く同項各号について、これを準用する。この場合、第2号中「企業局長」を「所長」と、第5号中「委員長が指名する統括監」を「委員長が指名する委員」と読み替える。

(開催区分)

第4条 本庁における委員会は、本庁で決裁を受け一般競争入札を実施する工事等（建設課、配水管理課発注の工事及び委託業務、出先機関発注の5,000万円以上の工事及び3,000万円以上の委託業務等）について開催する。

2 出先機関における委員会は、前項以外の工事等について開催する。

(会務)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本庁における委員会の庶務は、企業局総務企画課において処理する。

なお、出先機関における委員会の庶務は、所長が指定するものが処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成7年1月13日から施行する。

附則（平成20年2月19日企業総第1682号）

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附則（平成20年3月27日企業総第1971号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年4月1日企業総第87号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月17日企業総第1562号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和2年6月19日企業総第437号）

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

別表

企業技監
企業企画統括監
企業技術統括監
総務企画課長
配水管理課長
建設課長